

え げ や ま
会 下 山 地 区

★まちづくり協定の届出について★

- 届出書等の届出先：〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル
神戸市都市局まち再生推進課
「会下山地区まちづくり協定」担当
電話 (078) 595-6733

※郵送、持参ともに受付しています。発送後、1週間程度が経っても担当者からの電話がない場合は、確認のため、お手数ですが当課までご連絡ください。

- 届出書類等：裏面参照
- 協議会の審査日時：※おおむね月に1回（不定期）
- 協議会への届出が遅れると、「適合通知書（はがき）」の発行も遅れますので、早めの届出をお願いします。
- 協議会へ届出者より物件内容説明について
物件による（必要あれば説明を求められます）

- 協議会への届出等の詳細については
「会下山地区まちづくり協議会（まちづくり協定運用委員会）」へ
直接問い合わせてください。

※連絡先については、届出時に別途お知らせします。

届出が必要なもの

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
 - 2、土地の区画形質または用途の変更
 - 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採
- ※**確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！**

- 届出は、建築確認申請の前に！
確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに
- 届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市役所（まち再生推進課）より「適合通知書（はがき）」を発行します。
- 建築確認申請に、「適合通知書（はがき）」の添付等の必要はありません。
（「適合通知書」の受領前に、建築確認申請はできます）
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書（はがき）」の写しが必要です。

届出先と届出書類

	まちづくり協定
お渡し したもの	・パンフレット
	・行為の届出書(共通様式) ※裏面に届出する図面等記載
	・完了・中止・廃止届(共通様式) ※届出は市へ一部のみ
	・適合通知書(はがき)
	・行為の概要書

届出先	神戸市役所まち再生推進課	会下山地区まちづくり協議会 (まちづくり協定運用委員会)
届出してい ただきもの	・行為の届出書	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; bottom: 0; background: linear-gradient(to top right, transparent 49%, black 49%, black 51%, transparent 51%);"></div> </div>
	・適合通知書(はがき) ※切手を忘れずに!	
	・行為の概要書	
	・図面(届出書裏面に記載)	
	・現況写真	
・行為の概要書		
・図面(届出書裏面に記載)		
・現況写真		
届出部数	1部	1部 (まち再生推進課届出の比-)

「行為の届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」
「適合通知書(はがき)」の様式は窓口・インターネットで入手できます。
インターネットで検索「神戸市まちづくり協定」
↓
「会下山地区まちづくり協定」
(ページ下部に PDF 形式・エクセル形式で掲載)